

石巻地方広域水道企業団庁用自動車設置のドライブレコーダーの管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、庁用自動車に設置したドライブレコーダーが記録したデータの管理運用（以下「ドライブレコーダーの運用等」という。）に関し必要な事項を定め、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るとともに、交通事故発生時における事故責任の明確化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用自動車 石巻地方広域水道企業団自動車管理規程（昭和55年石広水規程第13号。以下「規程」という。）第1条に規定する庁用自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 庁用自動車に設置する、車内外を撮影するカメラ装置並びに撮影した映像及び音声を記録するための記録機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーが記録した映像及び音声を電磁的方式により記録したものをいう。
- (4) 記録媒体 データを記録することができるハードディスク、メモリーカード等をいう。

(個人情報保護)

第3条 企業長は、ドライブレコーダーの運用等に当たっては、石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例（平成18年石広水条例第1号）及びこの要綱の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(管理責任者等及び運用責任者)

第4条 ドライブレコーダーの運用等を適正に行うため、統括管理責任者、副統括管理責任者、管理責任者（以下これらを「管理責任者等」という。）及び運用責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、事務局長をもって充て、全ての庁用自動車のドライブレコーダー及びデータを統括管理する。
- 3 副統括管理責任者は、事務局次長をもって充て、統括管理責任者を補佐する。
- 4 管理責任者は、各所属長をもって充て、所管する庁用自動車のドライブレコーダー及びデータを管理する。
- 5 運用責任者は、管理責任者が指定する職員とし、管理責任者の指示によりドライブレコーダー及びデータを操作する。

(データの取扱いの制限)

第5条 データは、管理責任者等及び運用責任者に限り、取扱うことができる。

- 2 記録媒体は、次に定めるところにより取り扱わなければならない。
 - (1) 記録媒体は、常時ドライブレコーダー本体に装着しておくこと。
 - (2) 管理責任者等の許可なく、記録媒体をドライブレコーダーから抜き差ししないこと。

- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく継続検査を受ける場合又は修理を行う場合等は、記録媒体をドライブレコーダーから取り外すこと。
 - (4) 記録媒体の性能維持のため、運用責任者は、記録媒体を定期的に初期化すること。
 - (5) 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うこと。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、記録媒体をドライブレコーダーから取り外し、記録されたデータを電子計算機に保存することができる。
- (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
 - (2) 前項第3号に規定する処理を行う場合
 - (3) その他企業長が特に必要と認める場合
- 4 データを保存し、又は利用する際は、石巻地方広域水道企業団情報セキュリティポリシー（平成18年石広水訓令乙第9号）第1章2第1号に規定するネットワークに接続していない電子計算機を使用しなければならない。
- 5 データは、次条に規定する場合を除き、複製してはならない。
（データ利用の制限）
- 第6条 データは、次に掲げる場合に限り利用することができる。
- (1) 事故、トラブル等の状況確認並びに原因の分析及び究明
 - (2) その他企業長が特に必要と認める場合
- （データの保存期間）
- 第7条 データの保存期間は、原則として、記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、ドライブレコーダーを撤去したときは、ただちにデータを消去するものとする。ただし、第5条第2項第3号及び第4号並びに同条第3項に規定する場合は、この限りでない。
（その他）
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。